

京都市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年4月23日

京都市選挙管理委員会
委員長 梅 林 等

京都市選挙管理委員会規程第1号

京都市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程の一部を改正する規程

京都市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)